

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 新旧対照条文

◎ 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十四号) 抄

(附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(フランス保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 フランス保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(フランス保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 フランス保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十七条

1 3 (略)

4 前三項の規定は、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(附則第三十六条第二項において「障害認定日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。))の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十一条第一

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十七条

1 3 (略)

4 前三項の規定は、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。))の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第

において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(二)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。))が施行日前にあるものに限る。
(を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十七条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(二)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十七条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

◎ 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成十七年法律第六十五号)

抄

(附則第三十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p>	<p>(ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 ベルギー保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。))において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)</p>

第二十条 (略)

2 (略)

3 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(附則第三十六条第二項において「障害認定日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害認定日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。)の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、第二項中「障害認定日において」とあるのは「第四項に規定する

第二十条 (略)

2 (略)

3 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。)の」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、第二項中「障害認定日において」とあるのは「第四

障害認定日等において」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害認定日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害認定日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害認定日等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。

附則

（施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する経過措置）

第十条 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日において、当該傷病により厚生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第二項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。

附則

（施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する経過措置）

第十条 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日において、当該傷病により厚生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第二項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下この項において「障害程度を認定すべき日等」という。))が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、当該障害に係る障害認定日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十六条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 (略)

(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについては、第六十六条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十条第三項、第三十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。